



発行 新潟県

第 23 号

令和元年7月23日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 263 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 264 土地改良事業計画の認可（農地計画課）
- 265 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）
- 266 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の契約者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

- 33 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）

告 示

◎新潟県告示第263号

平成15年 7 月 18 日新潟県告示第1482号 (漁業災害補償法に基づく加入区の設定) の一部を次のように改正する。
 なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和元年 8 月 26 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和元年 8 月 25 日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和元年 7 月 23 日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
青海町 加入区	青海町漁業協 同組合の地区	1 <u>定置漁業及び10ト ン未満の漁船により 営む漁業であって糸 魚川市大字市振の地 区の者が行う漁業</u> 2 (略) 3 (略)	青海町 加入区	青海町漁業協 同組合の地区	1 <u>定置漁業</u> 2 <u>10トン未満の漁船 により営む漁業であつ て糸魚川市大字市振 の地区の者が行う漁 業</u> 3 (略) 4 (略)

◎新潟県告示第264号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 1 項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画を認可した。
 令和元年 7 月 23 日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変 更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市 亀田郷土地改良区	茗荷谷第 2	農業用排水施設整 (基 盤整備促進) 事業	新規	令和元年 7 月 11 日	第48条

◎新潟県告示第265号

河川法 (昭和39年法律167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年 7 月 23 日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系刈谷田川
- 2 河川管理施設の名称または種類
刈谷田川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
長岡市金町二丁目丙172番 1 地先から同市金町二丁目丙147番 4 地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸

住所 長岡市大手町1丁目4番地10

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和元年6月12日から道路の存続する日まで

◎新潟県告示第266号

河川法（昭和39年法律167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和元年7月23日

新潟県長岡地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系西谷川

2 河川管理施設の名称または種類

西谷川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

長岡市金町二丁目丙266番4地先から同市金町二丁目丙172番13地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸

住所 長岡市大手町1丁目4番地10

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和元年6月12日から道路の存続する日まで

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年7月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ケーズデンキ十日町店

所在地 十日町市字上島丑620-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ

法人代表者氏名 代表取締役 野村 弘

- 住所 新潟市中央区女池8丁目16番17号
- ・他2者
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
- ・氏名又は名称 株式会社北越ケーズ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 野村 弘
 - 住所 新潟市中央区女池8丁目16番17号
 - ・他2者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年3月10日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計3,501平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計165台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計24台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計88.0平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計19.80立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・株式会社北越ケーズ他1者
午前9時から午後9時
 - ・越路商事株式会社
午前9時から午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ・荷さばき施設1
午前8時から午後9時
 - ・荷さばき施設2
午前8時から午後9時
 - ・荷さばき施設3
午前8時から午後8時
- 7 届出年月日
令和元年7月9日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和元年7月23日から令和元年11月23日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月23日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) ロータリ除雪車（2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付） | 1台 |
| (2) 除雪グレーダ（3.7m級、シャッターブレード付） | 1台 |
| (3) 除雪ドーザ（18t級、反転エッジ付） | 2台 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和元年7月1日

4 落札者の氏名及び住所

- 上記1(1)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地
- 上記1(2)について
日本キャタピラー合同会社新潟営業所
新潟県新潟市西区山田2307番地108
- 上記1(3)について
コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニー
新潟県新潟市西区山田2310番地43

5 落札価格

- 上記1(1)について
42,908,290円
- 上記1(2)について
34,959,490円
- 上記1(3)について
45,057,380円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和元年5月17日

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月23日

新潟県知事 花角 英世

1 落札件名及び数量

ロータリ除雪車（2.2m級） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社N I C H I J O北陸営業所
新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番地1
- 5 契約価格
43,891,090円
- 6 契約決定方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、温度管理システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年7月23日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
温度管理システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和元年9月30日(月)
- (4) 納入場所
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月2日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（追加取得講習）を次のとおり実施する。

令和元年7月23日

新潟県公安委員会

委員長 津野敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和元年8月26日（月）から令和元年8月29日（木）までの4日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条

に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和元年8月6日(火)及び令和元年8月7日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和元年8月19日(月)及び令和元年8月20日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

23,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110 (代表)